

**介護現場における外国人労働者の現状と課題**  
—外国人介護労働者を取り囲む制度面と社会的環境について—

日本教育財団 小倉常明 (02016)

[キーワード] 介護現場、外国人介護労働者、介護技能実習

### 1. 研究の目的

超高齢化が進むなか、特別養護老人ホーム等の介護サービスは、絶対不可欠かつ重要なものとなっている。ところが、昨今の「介護」現場では、慢性的かつ深刻な人手不足となっている(注1)。そうした問題を打開策として、外国人介護労働者の導入がある。すでに介護サービスを提供する事業所のなかには、外国人を複数名受け入れているところもある。本研究では、外国人介護労働者の現状と課題を明確にし、今後の方向性について検討することを目的とする。

### 2. 研究の視点および方法

研究の視点としては、介護労働現場における介護労働者の実態を分析するとともに、外国人労働者に対する社会的制度の状況とその課題について確認をしていく。さらに、研究の方法であるが、総務省、厚生労働省等からの行政資料、各種データを収集するとともに、外国人労働者の生活課題を聞き取り調査から探っていくこととした。

### 3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理指針における目的、遵守義務に従うと同時に、学会発表における時代の先端性を重視し、独自性がある研究であるよう、本研究に取り組んだ。なお、本研究における調査先施設、機関、個人等については、特定されることのないよう十分に配慮を行った。

### 4. 研究結果

65歳以上のいわゆる高齢者とされる人口は約3461万人で、総人口に占める割合は27.3%、75歳以上人口も約1697万人、13.4%と推計されている(総務省 平成28年9月15日)。要介護状態になった高齢者への対応として、代表的なサービスといえる特別養護老人ホームや、グループホーム等が存在しているが、若者を中心とする介護労働離れの影響から、介護労働者の確保が厳しい状況となっている。(注2)

そうしたなか、台湾では、すでに東南アジア系の外国人が、介護施設で勤務していることを視察訪問等を通じて確認していた(注3)。我が国においても、経済連携協定(EPA: Economic Partnership Agreement)に基づいて、「特定活動」として、インドネシア、フィリピン、ベトナムの介護福祉士候補者・介護福祉士(EPA介護福祉士)に限り、特別養護老人ホーム等で労働することが認められていた。さらに、2017年9月からは在留資格として、「介護」が認められ、国の制限なく、外国人留学生在が介護福祉士資格を取得した場合、最

長5年（更新可能）、国内での就労ができる。また、介護福祉士の条件を問わないものとして、外国人技能実習制度に介護分野が含まれ、就労期間を3年として、介護労働が認められることとなる。

ここで留意すべきことは、外国人技能実習制度は、途上国への技能移転が本来の目的である。官民による「アジア健康構想」と呼ばれる介護などのサービス輸出や、「国際・アジア健康構想協議会」を立ち上げ、産官民が連携し、人材育成や介護機器などの輸出を図ること等を目的としている。そもそも、EPAと外国人技能実習制度は日本の介護労働力不足を補うものではなく、相手国の保健医療の向上や、経済の活性化、介護技術の輸出等が目的であるため、雇用者側に、ある一定の指導・教育的視点が必要である。また、EPAの受入調整機関である国際厚生事業団が、平成26年に実施した調査では、介護技術や利用者への対応に不安を感じている外国人労働者は少数であったが、「カンファレンス（会議）の記録作成」や「介護記録等の記載内容の理解」に対しては、それぞれ43%、33%の者が不安を感じているとのことであった。つまり、技術的には、それほど大きな問題はないが、コミュニケーションやいわゆる「言葉」の問題は、外国人介護労働者には、大きな障壁となっているようである。

また、実際に外国人労働者と共に勤務し、彼らと日々接触している施設職員等への聞き取り調査を行った。その結果、居住している住宅環境、地域社会との関係性、社会的資源の状況等によって、外国人介護労働者の労働に対する意欲に影響があることがわかった。こうしたことは、「介護」業界に限ったことではないが、その一角に存する立場としては、留意すべきことであろう。「未来を創る財団」は、地域の定住外国人交流拠点の整備等も今後の課題としてあげている（注4）。

## 5. 考察

今後、我が国では、介護ロボット導入の動きがあるなど、介護業界は大きく変わっていくとしているが、日本人介護労働者の不足を、外国人労働者で補っていく方策をとっていくのであれば、彼らの労働環境はもちろんのことであるが、生活環境、とりわけ地域生活における、外国人理解を基盤とした地域社会づくりをしていくことも重要な課題であると考える。

（注1）東京商エリサーチの調査では、2016年の介護サービス事業者の倒産の要因の1つに人手不足をあげている。

（注2）日本介護福祉施設養成施設協会が実施した調査では、平成28年度の入学者数は平成18年度以降最低の約7700人、定員充足率約46%とのことである。

（注3）10年ほど前に、台北市内にある介護サービス施設を訪問した際に、勤務形態等は定かではないが、数人の東南アジア系職員について確認している。

（注4）一般財団法人「未来を創る財団」の「定住外国人受け入れの提言」